

令和5年5月10日

大田市長 榎野弘和



大田市公共施設照明LED化業務委託公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザル方式により、下記事業の業務委託を実施することとしたので、次の通り公告する。

記

1. 業務概要

- (1) 業務名称：大田市公共施設照明LED化業務委託
- (2) 業務内容：「大田市公共施設照明LED化業務委託公募型プロポーザル募集要項」のとおり
- (3) 契約方式及び契約期間：
 - ① 調査業務委託契約
契約締結日から令和5年12月1日まで
 - ② ESCO契約（ギャランティード・セイビングス契約）
契約締結日から令和17年3月31日まで
- (4) 提案上限額：440,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 応募条件

(1) 応募要件

応募者は、以下のすべての要件を満たすものとする。

ア) 応募者はグループ構成とし、以下の役割をすべて担い、構成員で分担するものとする。なお、1者が2つ以上の役割を担うことも可能とする。

- ① 事業役割：当市との連絡対応窓口及び契約等の諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
- ② 設計役割：調査・計画・設計・施工監理に関する業務を実施する。
- ③ 施工役割：施工管理・施工に関する業務を実施する。
- ④ 維持管理役割：維持管理に関する業務を実施する。
- ⑤ その他の役割：計測・検証等、上記以外の業務を実施する。

イ) 応募の際は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者の中から実務担当者を指名する。実務担当者は当市との連絡窓口となり、業務遂行の責を負うものとする。

ウ) 施工役割を担う構成員は各者1名以上の現場代理人、主任技術者又は監理技術者を定めて応募すること。なお、応募時点で選定できない場合は、複数の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の提案も可能とするが、契約後は、各者1名以上を選定する。

- エ) 施工役割が配置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、応募以前に3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。
- オ) 契約後において、ウ) で定めた現場代理人、主任技術者又は監理技術者の専任配置ができない場合は、契約を解除することがある。
- カ) グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者及び構成員となることができない。

(2) 応募者の資格要件

資格要件は以下のとおりとし、構成員すべてが満たすものとする。なお、構成員が以下のすべての項目に該当しないことが判明した場合は、契約の締結を行わないか、又は、契約を取り消すことがある。

- ア) 日本国内の企業であること。
- イ) 参加表明書及び資格確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ウ) 各種対策により照明灯の省エネルギー効果が提案でき、LED化後の省エネルギー量及びコスト削減効果を計測・検証することができる者であること。
- エ) 年間削減保証額が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。
- オ) 施工役割を担う者のうち1者は、参加表明書提出時に、令和4・5・6年度大田市建設工事競争入札参加資格者（電気工事）の地域区分「地域内」若しくは「準地域内」に登録されている者であること。
- カ) 応募者の構成員のうち少なくとも1者は、過去10年間にESCO事業又はLED取替工事で、元請（発注者から直接契約を締結した者）又は構成員として5,000灯以上の実績がある者であること。
- キ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- ク) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ケ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていない者であること。
- コ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- サ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していないと認められる者であること。
- シ) 契約締結時に国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けていない期間中の者であること。

- ス) 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- セ) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ソ) 構成員の役員等（個人若しくは法人である場合には、その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）、実務担当者、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者が、以下に該当しないこと。
 - ① 暴力団員であると認められる者。
 - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
 - ③ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

3. その他

本件公募型プロポーザルの詳細については、大田市ホームページに掲載する「大田市公共施設照明LED化業務委託公募型プロポーザル募集要項」のとおり